

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月、同年12月及び16年1月の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月
② 平成15年12月及び16年1月

申立期間①については、経営していた事業をやめ、平成15年4月から大学生になることから、同年3月にA市区町村において学生納付特例の申請を行おうとしたところ、前年分の所得が学生納付特例の承認基準額を超えている上、失業により保険料納付が困難であることを証明する書類が添付されていないことを理由に、申請を受け付けることができないと言われ、その後社会保険事務所（当時）に出向いたが、同市区町村と同じ理由により当該申請を受け付けてもらえなかった。

また、申立期間②については、妻が平成15年12月に事業所を退職したことに伴い、16年1月中旬頃に、妻が私の国民年金の被保険者種別を第3号被保険者から第1号被保険者へ切り替える手続きを行った際に、学生納付特例の申請を行った。

国（厚生労働省）の記録では、両申立期間が未納と記録されていることに納得ができないので、当該期間を国民年金保険料の学生納付特例期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A市区町村及び社会保険事務所において、平成15年4月の保険料に係る学生納付特例の申請を行ったものの、行政側が当該申請を受理しなかったことを不服として、年金記録の訂正を求めているものであるが、行政側が申立人の学生納付特例の申請を受理していないことを申立人自身が認めているところ、制度上、国民年金保険料が学生納付特例により納付猶予されるのは、国民年金の第1号被保険者である学生から

の申請に基づき、社会保険庁長官（当時）が認めるときとされていることから、学生納付特例の申請が行政側において受理されていないとする当該期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

また、申立期間②については、申立人は、「妻が平成15年12月に事業所を退職したことに伴い、16年1月中旬頃に、妻が私の国民年金の被保険者種別を第3号被保険者から第1号被保険者へ切り替える手続と妻の国民年金の加入手続を行った際に、学生納付特例の申請を行った。」と主張しているところ、オンライン記録から、申立人に係る国民年金の「第1号被保険者該当勧奨」（国民年金の第3号被保険者として管理されている者に対して、配偶者の厚生年金保険の被保険者資格の喪失に伴い、国民年金の第1号被保険者に被保険者の種別を変更する届出を行うよう勧奨するもの。）、及び申立人の妻に係る国民年金の「第1号・第3号被保険者取得勧奨」（厚生年金保険の被保険者として管理されていた者に対して、国民年金の第1号被保険者又は第3号被保険者の被保険者資格を取得する届出を行うよう勧奨するもの。）の対象者一覧表が平成16年2月24日に作成され、当該初回勧奨が申立人夫婦に案内されていることが確認できることから、少なくとも同日までは、行政側が申立人夫婦を国民年金の第1号被保険者として管理していなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録から、平成15年12月24日を申立人の被保険者種別の変更日とする国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更、及び申立人の妻に係る同日を取得日とする国民年金の第1号被保険者の資格取得は、社会保険事務所において、16年3月30日に処理されていることから、前述の勧奨を契機として種別変更の届出が行われたものと考えられる。

加えて、申立期間②の直後の期間である平成16年2月及び同年3月は、学生納付特例により国民年金保険料が納付猶予された期間と記録されているところ、オンライン記録から、当該学生納付特例の申請日が同年3月30日、同処理日（オンライン記録の登録日）が同年6月8日と記録されている上、申立人の妻は、「夫の学生納付特例の申請は、添付書類の不備で国民年金の切替手続時に行えず、後日の申請となった。」旨を供述していることからすると、申立期間②の主張に係る申請書は、同年3月30日にA市区町村において受理されたものとするのが自然であり、申立人の主張する申請手続の時期と相違する。

このほか、申立人が両申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予され得る状況にあったことを示す関連資料や納付猶予されていたことを示す関連資料は無く、ほかに両申立期間の国民年金保険料が納付猶予されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間①当時の学生納付特例申請手続の運用上の過誤を主張して、当該期間を学生納付特例期間とするよう記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、当時学生納付特例により納付猶予されていたか否かを踏まえて年金記録の訂正の可否を判断するものであり、当時の学生納付特例申請手続の運用の当否を判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月及び同年12月から16年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月
② 平成15年12月から16年6月まで

申立期間①については、夫が平成15年4月から大学生になることから、経営していた事業をやめ、同年3月に夫婦そろってA市区町村に転入した。その際、国民年金の住所変更の届出を行い、同時に全額免除の申請を行おうとしたが、夫の前年分の所得が全額免除の承認基準額を超えていた上、失業により保険料納付が困難であることを証明する書類が添付されていないことを理由に、申請を受け付けることはできないと言われ、その後社会保険事務所（当時）に出向いたが、同市区町村と同じ理由により当該申請を受け付けてもらえなかった。

また、申立期間②については、平成15年12月に事業所を退職したことに伴い、16年1月中旬頃に、国民年金の第1号被保険者としての加入手続を行った際に、全額免除の申請を行った。

国（厚生労働省）の記録では、両申立期間が未納と記録されていることに納得ができないので、当該期間を国民年金保険料の全額免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A市区町村及び社会保険事務所において、平成15年4月の保険料に係る全額免除の申請を行ったものの、行政側が当該申請を受理しなかったことを不服として、年金記録の訂正を求めているものであるが、行政側が申立人の免除の申請を受理していないことを申立人自身が認めているところ、制度上、国民年金保険料が免除されるのは、国民年金の第1号被保険者からの申請に基づき、社会保険庁長官（当時）が認め

るときとされていることから、免除の申請が行政側において受理されていないとする当該期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

また、申立期間②については、申立人は、「平成15年12月に事業所を退職したことに伴い、16年1月中旬頃に、私の国民年金の第1号被保険者としての加入手続と、夫の国民年金の被保険者種別を第3号被保険者から第1号被保険者へ切り替える手続を行った際に、全額免除の申請を行った。」と主張しているところ、オンライン記録から、申立人に係る国民年金の「第1号・第3号被保険者取得勧奨」（厚生年金保険の被保険者として管理されていた者に対して、国民年金の第1号被保険者又は第3号被保険者の被保険者資格を取得する届出を行うよう勧奨するもの。）及び申立人の夫に係る国民年金の「第1号被保険者該当勧奨」（国民年金の第3号被保険者として管理されている者に対して、配偶者の厚生年金保険の被保険者資格の喪失に伴い、被保険者の種別を国民年金の第1号被保険者に変更する届出を行うよう勧奨するもの。）の対象者一覧表が平成16年2月24日に作成され、当該初回勧奨が申立人夫婦に案内されていることが確認できることから、少なくとも同日までは、行政側が申立人夫婦を国民年金の第1号被保険者として管理していなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録から、平成15年12月24日を申立人の被保険者資格の取得日とする国民年金の第1号被保険者の資格取得、及び申立人の夫に係る同日を被保険者種別の変更日とする国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更は、社会保険事務所において、16年3月30日に処理されている上、申立人の当該取得理由は、「適用もれ」を示す取得理由コードが記録されていることからすると、前述の勧奨を契機として資格取得の届出が行われたものと考えられ、申立人が主張する時期に免除申請を行っていたとは考え難い。

このほか、申立人が両申立期間の国民年金保険料を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに両申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間①当時の免除申請手続の運用上の過誤を主張して、当該期間を全額免除期間とするよう記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、当時国民年金保険料が免除されていたか否かを踏まえて年金記録の訂正の可否を判断するものであり、当時の免除申請手続の運用の可否を判断することはできない。